

第 1 章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 老人福祉計画・介護保険事業計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

介護保険制度は、超高齢社会における介護問題の解決を図るため、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、平成12（2000）年度に創設されました。

その施行後、サービスの提供基盤は急速に整備され、サービス利用者は着実に増加するなど、介護保険制度は我が国の高齢期を支える制度として定着してきました。しかしながら、サービス利用者の増加に伴い費用も増大しており、制度の持続性を維持しつつ、高齢者の生活機能を維持向上させるための介護予防を推進することや、地域での多様な支え合い活動等も充実していくことが求められています。

本町の高齢化率は、令和2（2020）年度の国勢調査で52.2%と県内で最も高く、全国でも32番目に高いという現状です。高齢化の進展に伴い高齢者の一人世帯や高齢者のみの世帯も増加しています。

本町では、平成5（1993）年12月に高齢社会への確に対応するための福祉施策を推進するため「日南町老人保健福祉計画」を策定し、以後「健やかに老いる」「老いても安心して暮らせる町づくり」を柱として、保健・医療・福祉の連携による包括的ケアシステムの確立と充実を図ってきました。

平成12（2000）年度からは、介護保険法により「介護保険事業計画」の策定が保険者に義務付けられ、3年を1期（第2期計画までは5年を1期として3年ごとに見直し）とする事業運営期間ごとに保険給付の円滑な実施に関する計画を立て、運営にあたっています。

平成17（2005）年度には、介護保険の持続可能性の観点から介護保険法の大幅な改正が行われ、予防重視、地域密着型サービスの導入、地域包括支援センターの創設などが行われました。

平成24（2012）年度には、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、地域包括ケアシステムの構築と充実をめざして、包括的継続的に取り組むことが求められました。

平成26（2014）年度には、持続可能な社会保障制度の確立を図る目的から、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築による、医療及び介護の総合的な確保の推進が打ち出されました。この中で、在宅医療・介護の連携推進と併せ、全国一律の予防給付を地域支援事業に移行し、要支援者等の多様なニーズに応える制度の改正も行われました。

平成27（2015）年度には、県下で最も早く「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」に取り組みました。

本町においては、人口減少の中、また介護・看護人材確保が厳しい状況の中ですが、全国に先駆けて取り組んできた「地域包括ケアシステム」をさらに充実させ、住み慣れた地域で、高齢者が健康でいきいきと暮らせるよう「日南町老人福祉計画及び第9期介

「介護保険事業計画」を策定します。

(2) 計画の性格

「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」は、高齢者の日常生活を支える計画として、一体的に策定することが求められています。さらに、介護保険事業の安定的な運営にあたっては「健康づくり計画」に基づいた若いうちからの健康づくりや予防活動の推進が重要となります。

「老人福祉計画」は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に定められた、老人居宅生活支援事業及び老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画を定める市町村老人福祉計画にあたるものです。

「介護保険事業計画」は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に定められており、同116条により示された基本指針に即して、3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定める「市町村介護保険事業計画」にあたるものです。

また本計画は、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図る「日南町成年後見制度利用促進基本計画」を内包するものとして策定します。

(3) 計画の期間

この計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とし、令和8（2026）年度に見直しを行います。平成12年度から始まった介護保険制度のもとでは、第9期にあたります。

(4) 計画の策定体制

介護保険事業計画の策定及び変更にあたっては、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講じることが義務づけられています。

この計画の策定・運営については、幅広い関係者の協力を得て地域の実情に応じたものとする事が求められることから、介護保険給付費の状況を分析するとともに、令和5年2月には65歳以上の要介護認定を受けていない人を対象とした「高齢者ニーズ調査」と、在宅要介護者の介護者を対象とした「在宅介護実態調査」を行い、実態把握に努めました。この調査結果から得られた高齢者等の声を、計画に盛り込んでいます。

また、地域包括ケア会議や企画会議において、保健医療福祉の現場スタッフを中心としてグループ討議を行い、その意見を計画に反映するよう工夫しました。

計画策定にあたっては、被保険者・サービス提供者・保健医療関係者・福祉関係者・学識経験者などの代表で構成する「日南町介護保険運営協議会」を設置し、検討を行いました。

(5) 介護保険事業計画に関する基本指針

介護保険法第116条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めることとされています。

都道府県及び市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。

令和6年1月19日に「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和6年厚生労働省告示第18号）が告示されました。

(6) 第9期計画の基本指針のポイント

第9期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年（令和7年）を迎えることとなります。

全国で見れば、65歳以上人口は2040年（令和22年）を超えるまで、75歳以上人口は2055年（令和37年）まで、85歳以上人口は2060年（令和42年）ごろまで増加が続くことが見込まれています。一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれています。

急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを超える地域もあるなど、人口構成の変化や介護ニーズ等の動向は、地域ごとに異なります。

地域の実情に応じた、具体的な取り組み内容や目標を、介護保険事業計画に定めることが重要です。

第9期の基本指針において記載を充実する事項として、次の3つがあげられています。

ア 介護サービス基盤の計画的な整備

●地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みを、サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

●在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

イ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

●地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・令和6年1月1日に施行された、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）に基づき、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて認知症施策を推進していく必要があることに留意

●デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

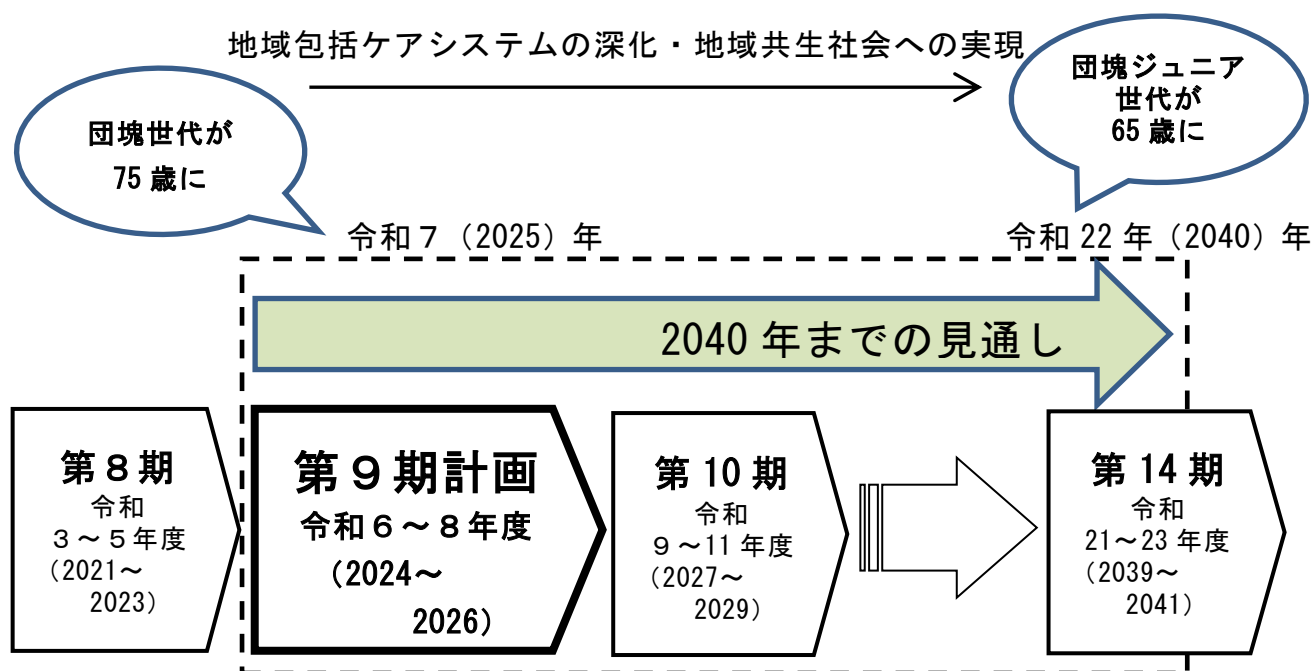
●保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

ウ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進
介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

図1 2040年を見据えた介護保険事業計画の策定



(7) 計画の進行管理

この計画に基づく事業を円滑に推進していくために、サービス供給体制の整備や計画推進に向けての取り組みなど、介護保険事業計画の運営状況について「日南町介護保険運営協議会」を中心に進行状況の点検等を定期的に行い、計画の進行管理に努めます。

2 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、高齢者が安心して住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするために定める区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件及び介護サービス提供施設整備状況等の条件を勘案して、市町村が定めることとされています。

本町は人口規模も小さく、介護サービス提供施設、医療機関などの社会資源の整備状況等の社会的条件を勘案し、町全域を1つの日常生活圏域として設定します。